

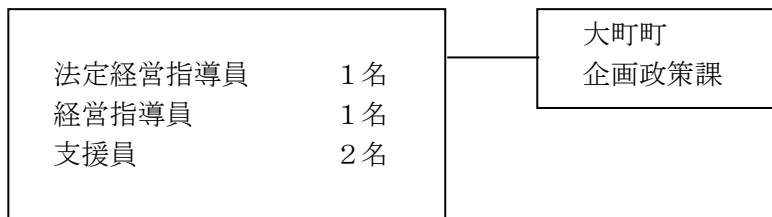
(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制/関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名 宮崎幸一

■連絡先 大町町商工会 TEL: 0952-82-5555

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業評価見直しをする際の必要な情報の提供を行う。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

〒849-2102 佐賀県杵島郡大町町大字福母4 1 9 番地3

大町町商工会 TEL: 0952-82-5555/FAX: 0952-82-3662

E-mail: oomachi@sashoren.or.jp

②関係市町村

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町5 0 1 7 番地

大町町役場 企画政策課 TEL: 0952-82-3112/FAX: 0952-82-3117

E-mail: shokou-kankou@town.oomachi.saga.jp